

提言（案）（修正案021129+021217版）に対する委員からの意見（少数意見：注）（1/7受取まで）

提言（案）（修正案021129+021217版）については現在、委員の皆様には12/25締め切りで「どうしても納得がいかず、少数意見としてでも付記してほしい」という意見の提出をお願いしております。

<資料構成>

- 緒言～4 - 5（021129版）への意見・・・P1
- 4 - 6（021227修正案）への意見・・・P23
- 4 - 7～4 - 9（021217版）への意見・・・P29
- 別紙1, 2・・・P31

- 参考1：少数意見以外の意見として寄せられた意見・・・参1-1
- 参考2：4 - 6～4 - 8（021129版）への意見・・・参2-1
- 参考3：4-6ダムのあり方（記述訂正）に関する委員意見集計結果・・・参3-1

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)			
1		<意見> 文章全体のなかに「生態系」と「自然生態系」の2つが使われているが、多く使われている「生態系」の方に統一すべきである。		小林	修正
提言作成にあたって					
<淀川水系流域委員会の目的と特徴>					
2	緒-1 4	「淀川水系流域委員会」（以下流域委員会）は、平成9年に河川法が改正されたのを受けて、「河川整備計画」について学識経験者・地域住民から意見を聴く場として、平成13年2月1日に国土交通省近畿地方整備局によって設置された。  <理由> 河川法は、「河川に関し学識経験を有する者」と「関係住民」とを区別している。従って、「<学識経験者>以外から構成されている会は河川法にいう<意見を聴かなければならない>にはなじまない」などの異論から自由である必要がある。またこの委員会は当初、「地域の特性に詳しい委員が学識経験者として加わるべきである」との認識から出発したと理解している。これらの点を考慮し、削除すべきである。但し、以上のような問題点を十分に考えつつ、ここでは敢えて「地域住民」の用語を加えるべきだとのことであれば、反対意見として付記することは要求しない		川那部	修正
3	緒-1 23	計画策定以前からの委員会の参画：従来の原案が提示され、それに基づいて審議を行うような従来の形式ではなく、河川整備計画原案の作成以前の段階から、今後の河川整備のあり方等について幅広く議論を行い、その方向に基づいて河川整備計画原案が策定されるという方式を採用している。  <理由> うかつに読めば、「従来の」が「原案」にかかる修飾語のように受け取られるきらいがある。但し、論議の結果受け入れられなくても、反対意見として付記することは要求しない		川那部	修正
緒言：川づくりの理念の変革 - 淀川水系が持つ多様な価値の復活に向けて -					
4	緒-2 4	また、古くから人間がこの水系の恵みを利用して豊かな社会、経済、文化を築いてきた文明展開の場である。  <理由> 別紙1参照		倉田	原案通り
5	緒-2 17	今こそ、これまでの河川整備の理念を改革することにより、琵琶湖その他河川の舟運の再生の必要はないとしても、失われつつある淀川水系の自然、文化を取り戻し、次世代に継承していかなければならない。  <理由> 別紙1参照		倉田	原案通り
6	緒-2 19	河川整備においては、治水、利水、環境、治水、利水を総合的に考えるべきことは言うまでもないが、  <理由> 章立てとの整合		川上	修正

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)			
7	緒-2	下から2行目	<p>流域委員会および地域住民や関係者民間活動団体の意見を反映させた河川整備計画を作成されるよう強く要望するものである。</p> <p>&lt;理由&gt; 関係者では不明確</p>	寺川	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)			
1 淀川流域の特性					
1 - 2 琵琶湖流域の特性					
8	p.1-3	2	琵琶湖は長い歴史をもつ天然の古代湖であり、その流域は、河川・湖沼・内湖→をはじめとする水陸移行帯・地下水・水路が一体となって水と関わりの深い地域社会を形成しており、総体として自然的にも文化的にもわが国の貴重な財産でありつづけてきた。 <理由> 移行帯の用語はすべてもののあいだで成立するから、少なくとも初出では何と何のあいだであるかを明示する必要がある。また内湖は移行帯の一部であり、下にある<環境的特性>の項の記述が正しい。但し、論議の結果受け入れられなくても、反対意見として付記することは要求しない	川那部	修正
9	p.1-3	9	また、琵琶湖総合開発事業により、近畿圏の主要な水源として、あるいは洪水調節機能をもつ一種のダムとして、流域全体の治水および利水に大きな貢献をしてきた。その一方で、水質・生態系への負荷が増大し、自然環境とそれに依存する伝統産業などにも大きな悪影響を与えている <理由> 「も」がないと、自然環境と伝統産業以外への悪影響は全くないかのように受け取られる恐れがある。但し、論議の結果受け入れられなくても、反対意見として付記することは要求しない	川那部	修正
<歴史・文化的特性>					
10	p.1-3	下から5行目	湖とその一帯は歴史的に水上交通の要衝として発展し、東西にのびる主要陸上交通路の分岐域として、あるいは日本海航路を京都・大阪へつなぐ湖上舟運路として活用され、近畿圏の社会・歴史・文化の交流と発展にかけがいのない役割を果たしてきた。 <理由> 別紙1参照	倉田	修正
<社会・産業的特性>					
11	p.1-4	7	さらに、湖面では、嘗て重要であった湖上舟運が陰を消しはしたが、釣りなどの遊びや観光など、多様な利用形態が存在している。 <理由> 別紙1参照	倉田	修正
1 - 3 淀川流域の特性					
<環境的特性>					
12	p.1-4	下から6行目	木津川は、砂河川としての水質浄化機能が高いものの、上流での各種の開発により汚濁負荷が高い。オオサンショウウオ、イタセンパラ等、貴重な生物が生息できる環境が存在する。また、河畔林も多く、河道には余裕があり、遊水地としての効果が期待できる。 <意見> 木津川に多いとの情報は確かであろうか。寡聞にして知らないで精査し、証拠がなければ削除すべきである。反対意見として付記することは要求しない	川那部	原案通り (確認済)
13	p.1-4	下から4行目	瀬田川・宇治川には貴重(琵琶湖水系)固有種ナカセコカワニナの生息環境が残され、 <理由> p.2-2 上から9行目で「ナカセコカワニナ、イタセンパラなど多くの固有種」、p.2-2上から18行目「ナカワコカワニナ等の固有種」という記述があるので、表現を統一した方がよい。ただ、「固有種」と書くと、どこの固有種かわからないので、できれば「琵琶湖水系固有種」と書いた方がよい。なお、ナカセコカワニナは宇治川のみが生息する琵琶湖水系固有種	西野	一部修正

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック )			
< 歴史・文化的特性 >					
14	p.1-5	18	舟運には、北海道から北陸路の農産物・海産物を京都・大阪に運ぶ主要海路を仲継するのに欠かせぬ湖4港から大津への湖上舟運は永らく重要な経済的役割を担ってきた。それ以外の舟運にも、過書船、淀二十石船、伏見船、三十石船、くらわんか船等の歴史があり、水上交通が西国街道、京街道、木津路などに連絡し、宇治橋などは軍事的要衝となるなど、琵琶湖・川と関連した交通が古くから発達していた。  <理由> 別紙1参照	倉田	原案通り
1 - 4 猪名川流域の特性					
15	p.1-6	6	北摂山地から流出する猪名川は、淀川の派川である神崎川に合流することから、淀川水系の一つに数えられる。 猪名川流域には川と人との関わりの長い歴史がある。川にまつわる文化・産業を育み、猪名川の自然と人間が一体となって、独特の自然・文化環境を築きあげてきた。近代になって下流域が工業地帯として進歩した。また上流域は、近年、大阪都市圏のベッドタウンとして急速に発達し開発が進み、大規模な住宅団地の造成が行われている。このように上流・下流ともに、都市化が進展しているが、上流には棚田地帯ほか貴重なみどりが広がっている。	畑	修正
< 地勢的特性 >					
16	p.1-6	9	<気候・地勢的特性> 下流は、沖積平野につながる伊丹台地では河岸段丘が発達し、上流は山地・丘陵地の水源地帯である。幹川流路延長は43.2kmと短い。瀬戸内気候に属し、年雨量は小さい方であるが、時に発生する集中的豪雨の分布は昭和35年8月豪雨のように上流域全体に集中して降るものから、昭和28年9月豪雨のように中流左岸流域に集中するもの、さらには昭和42年7月豪雨のように中流右岸部に一雨雨量が集中しているものまでさまざまである。	畑	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
17	p.1-6	10	<原案> 下流は、沖積平野につながる伊丹台地の河岸段丘が発達し、上流は山地・丘陵地の水源地帯である。幹川流路延長は43.2kmと短い。  <前回(12/26提出)修正案> 下流は、沖積平野につながる伊丹台地の河岸段丘が発達し、上流は山地・丘陵地の水源地帯である。全流域面積383平方kmのうち山地が約8割を占め、幹川流路延長は43.2kmと短い。 平常時の流量は少なく洪水時との差が大きいという特徴がある。上流部では、谷底平野と溪谷が見られ、山地・丘陵は水源涵養地帯である。銀橋周辺の狭窄部を過ぎると、両側に伊丹段丘や池田・豊中段丘が見られ、下流部にかけて沖積平野が広がっている。  <1/7提出の再修正案> 全流域面積383平方kmのうち山地が約8割を占め、幹川流路延長は43.2mと短く、平均勾配は大きい。このため平常時の流量は少なく増水時との差が大きいという特徴がある。上流域では、谷底平野と溪谷が見られ、山地・丘陵は古くからの里山であり、水源涵養地帯でもある。上流域の中心部に一庫ダムがあり、流量の調節が行われている。銀橋周辺の狭窄部を越え、余野川の合流点を過ぎると、両側に伊丹段丘や池田・豊中段丘が見られる。かつて畑作地帯であったが近年は宅地化が進んでいる。さらに下流域の沖積平野では川のすぐ傍まで市街地が広がっている。尼崎市にかかると近から藻川と猪名川本川に分派し戸ノ内付近で再び合流し神崎川へ流入している。  <1/7提出案についてのコメント> 地勢の特徴として適切かどうか迷ったのですが、増水時の流量と平常時の流量の差が大きいことは当初から指摘されてきた点であり、また、銀橋付近の狭窄部の存在は触れておいたほうがよいと考えました。また、河岸段丘は伊丹台地だけでなく、池田・豊中側にも存在し、地学的な表現である伊丹段丘、池田・豊中段丘という表現を使うほうがよいと判断いたしました。(参考文献「生きている猪名川」p235～p236)	松本	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)

頁	行数	意見および理由	委員名	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック )	( 敬称略 )	
< 環境的特性 >				
18	p.1-6	13	松本	一部修正 ( 指摘を踏まえて表現を変更 )
		<p>&lt; 原案 &gt; 猪名川は全体としてかなり人間の手が入った「里川」的存在であり、河道内の植物には外来種が多い。魚や貝類については、局所的にナガレホトケドジョウなど希少種も生息しているが、一般的には流域の開発や河川改修により、種類数・個体数とも減少傾向にある。上流域の中心部に一庫ダムが建設され、その周辺には住宅団地が、さらに上流部にも大団地とゴルフ場が整備されており、これらの河川への影響は無視できない。下流域では、住宅と工場等が密集して、猪名川がほとんど唯一の残された自然として市民の高い評価を得ている。</p> <p>&lt; 修正案 &gt; 猪名川は古くから人々の暮らしの中で利用されてきた「里川」的存在であり、現在も様々に利用され、全体として人為による影響の大きい河川である。河道内の植物は他の河川と較べて外来種が多い。一方、上流域は豊かな里山環境が最近まで維持され、希少な種も含め多様な動植物が生息している。河道内ではオオサンショウウオが生息し、ゲンジボタルの発生が各地で見られる。下流域も含め周辺の竹林などにはヒメボタルの発生地も多い。 魚類では上流にタカハヤやアカザ・局地的にナガレホトケドジョウ、中下流ではイトモロコヤスジシマドジョウ(中型種)が生息し、淀川よりも瀬戸内海に流入する兵庫県下の河川に類似する傾向を示す。尼崎市付近より下流は汽水域となりボラやハゼの仲間のほか、汽水性のカニなども生息している。神崎川は上流まで干満の影響を受け、海との連続性が保たれている。しかし、高水敷と低水路が隔離された水辺のない場所が多く、生物相はやや貧困である。 全体的に見れば、上流域はまだ比較的豊かな自然環境が残り、下流域では自然度は下がるが、市街地にほとんど唯一残された自然と触れ合える場となっている。</p> <p>&lt; コメント &gt; ・ここでは次章2-1「河川環境の現状と課題」部分と重複を避けるほうが望ましいと判断し、猪名川流域の特性に重点を置いた記述とするのがよいと判断しました。 ・猪名川流域は、上流部には古くからの里山環境が残り、能勢や止々呂美地区などは豊かな生態系が維持されてきていることをもう少し強調すべきであろうと思いました。 ・下流域(汽水域)の記述が抜けていると思い追加しました。 ・また、「里川」という表現には近年の河川改修やスポーツ公園としての利用なども含むのでしょうか？少し違うように思えましたので、上記のような記述にしてみました。</p>		
19	p.1-6	16	畑	修正
		<p>猪名川は全体としてかなり人間の手が入った「里川」的存在であり、河道内の植物には外来種が多い。魚や貝類については、局所的にナガレホトケドジョウなど希少種も生息しているが、一般的には流域の開発や河川改修により、種類数・個体数とも減少傾向にある。上流域の中心部に一庫ダムが建設され、その周辺には住宅団地が、さらに上流部にも大団地とゴルフ場が整備造成されており、これらのダム湖及び河川への影響は無視できない。下流域では、住宅と工場等が密集して、猪名川がほとんど唯一の残された自然として市民の高い評価を得ている。</p>		
< 歴史・文化的特性 >				
20	p.1-6	21	松本	一部修正 ( 指摘を踏まえて表現を変更 )
		<p>万葉集時代からの歴史があり、田能の弥生遺跡、行基の昆陽池に残される開拓と灌漑の跡、造船・建築などの専門家である渡来民猪名部氏の伝承などがある。銅・銀の採掘もかつて行われ、周辺の山々では古くから盛んに炭焼きが行われていた。また、多田地区には多田源氏発祥の地とされる神社がある。東西交通の要衝に位置していたので、上流地区の物産の集積地でもあった商都伊丹や池田→伊丹のは良質の伏流水にも恵まれ、酒造りが発展している。</p> <p>&lt; コメント &gt; 鉾山があり、採掘が行われていたことと、炭焼きが盛んであったことを入れておきたい。</p>		

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)			
< 社会・産業的特性 >					
21	p.1-6	下から5行目	<p>&lt; 原案 &gt; 左岸・右岸で府県が異なり、かつ、河川が行政の区域と重なっていない。全流域に多数の人口・資産の集積がある。下流部は、戦前から工場などの工業化が進み、住宅も集積されたが、戦後、ことに千里での万国博覧会以降、急激に都市化が全域に拡大した。川西市の大規模団地、一庫ダム（知明湖）周辺の住宅団地など開発が進み、新旧住民の混在がある。計画・工事中のダムとして余野川に余野川ダムがある。</p> <p>&lt; 修正案 &gt; 流域は大阪府と兵庫県にまたがり、上流域の一部は京都府に属する。山地・丘陵地では、クリや椎茸の栽培、棚田での米作りが行われてきた。また「菊炭」と呼ばれるクヌギを使った炭の産地として有名である。下流域の台地や扇状地は畑作を中心とする近郊農業地域として発展し、伊丹のイチジク、池田の植木などは有名である。さらに下流の沖積平野では、稲作が広く行われてきたが、交通と豊富な水に恵まれ早くから工業化が進み、市街地が発達した。戦後の高度経済成長期には下流域を中心に都市化が進展したが、千里での万国博覧会以降、その波は周辺部に拡大し、宅地化が進んだ。また、川西市や猪名川町などの上流域の丘陵地にゴルフ場や大規模な住宅地が相次いで造成された。その結果、上流域へも人口・資産の集積が進み、これらの状況に対応するため一庫ダムが建設された。また、現在、余野川ダムの工事が進められつつある。</p> <p>&lt; コメント &gt; 菊炭や川西のイチジクはぜひ触れておきたい。</p>	松本	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
22	p.1-6	下から4行目	<p>左岸・右岸で府県が異なり、かつ、河川が行政の区域と重なっていない。全流域に多数の人口・資産の集積がある。下流部は、戦前から工場などの工業化が進み、多くの工場が立地し、住宅も集積されたが、密集してきている。戦後、ことに千里での万国博覧会開催以降、急激に都市化が全域に拡大した。川西市の大規模団地、一庫ダム（知明湖）周辺の住宅団地など開発が進み、新旧住民の混在がある。計画・工事中のダムとして余野川に余野川ダムがある。</p>	畑	修正

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)			
2 河川整備の現状と課題					
2 - 1 河川環境の現状と課題					
23	p.2-1	5	こうした河川整備は環境面において河川・湖沼およびその流域へを分断するとともに、 <u>過度の負荷を与え、</u>	川上	原案通り
24	p.2-1	10	生き物にとって大切なならかな水辺、瀬や淵、変化にとんだ河原、ヨシ原は減少し、 <u>下流域の水温などの水質を変化させ水域の連続性が遮断されている。</u>	倉田	一部修正
< 琵琶湖流域 >					
25	p.2-1	下から6行目	琵琶湖とそれに注ぐ川においては、その中流域から下流域における、平常時の流水の欠如による瀬切れと、圃場整備や逆水灌漑による農業排水・濁水の問題、琵琶湖と周辺陸域との移行帯の実質的消滅とその間の交流水や生物の行き来の著しい減少、内湖の減少、干拓排水と沈殿物の堆積、土砂供給の減少や浜欠け、自然湖岸の減少、地下水の枯渇と汚染など多くの問題が起こっている。 <理由> 交流の語は曖昧であり、相互に移行することを強調すべきである。但し、論議の結果受け入れられなくても、反対意見として付記することは要求しない	川那部	修正
26	p.2-1	下から3行目	なかでも、生き物の生活や自然景観に欠かせない自然の水位変化が大幅に失われており、前述の問題と相まって、ホンモロコやニゴロブナ等を典型とする在来魚介類の生息域の減少に大きく影響している。 <理由> イケチョウガイ、シジミなど含めて欲しいから	倉田	修正
27	p.2-1	下から2行目	さらに、 <u>ブラックバスオオクチバス</u> やブルーギルなど外来種の増殖は、琵琶湖の貴重な財産である固有種、在来種を保全していく上で大きな脅威となっている。 <理由> 2-1節概論に俗称が記載されており、判りにくい点はないと思われるので、標準和名を使用するほうが良い。但し、論議の結果受け入れられなくても、反対意見として付記することは要求しない	川那部	修正
< 淀川流域 >					
28	p.2-2	9	淀川固有の自然や生物多様性、すなわち固有の生態系の衰退・変貌、ナカセコカワニナ、イタセンパラ、アユモドキなど多くの固有種、希少種の絶滅の危機を招いている。さらに、ヨシ原など河川特有の植生の衰退、ニワウルシやシナサワグルミなど街路用樹による樹林・河畔林の増大、 <u>ブラックバスオオクチバス</u> などの外来種の増加による在来種の減少、生息域の変化、生態系の劣化・変貌という生態環境の重大な問題を引き起こしている。 <理由> 後の桂川の項にもあるが、天然記念物としてここへも入れておいた方がよい。但し、論議の結果受け入れられなくても、反対意見として付記することは要求しない	川那部	修正
29	p.2-2	11	<u>ブラックバス</u> などの外来種の増加による在来種の減少減少 <理由> 誤字と思われるので上記のように訂正して下さい。	紀平	修正

頁	行数	意見および理由 ( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック )	委員名 ( 敬称略 )	対応	
< 猪名川流域 >					
30	p.2-2	22	<p>&lt; 原案 &gt;  河川敷内の植物は外来種が優占しており、その他の生物にも在来種が減少しつつある。一庫ダムに流入する河川で体型異常の魚が発見されている。水質は昭和50年(1975)ごろから急速に改善されたが、他の河川に比較してBOD等の水質指標は悪く、住宅密集などによる水質汚濁の危険はなお残されている。下流域には短い区間に多数の堰等があり魚類の遡上・降下の阻害、水質の変化と低下が見られる。</p> <p>&lt; 前回(12/26提出)修正案 &gt;  河川敷内の植物は外来種が優占しており、その他の生物にも在来種が減少しつつある。一庫ダムに流入する河川で体型異常の魚が発見されている。中下流域の水質は昭和50年(1975)ごろから急速に改善されたが、他の河川に比較してBOD等の水質指標は悪く、住宅密集などによる水質汚濁の危険はなお残されている。生活排水及び下水道処理水による水質・底質の汚濁状況が続いている。一方、山間部の開発が進んだ結果、上流域の清流環境は確実に失われつつある。下流域には短い区間に多数の堰等があり魚類の遡上・降下の阻害している。水質の変化と低下が見られる。また、神崎川では、水質は大幅な改善が見られるが、低水敷や水辺移行帯のない場所が多く、汽水域を含め生物の生育環境に乏しい。</p> <p>&lt; 1/7提出の再修正案 &gt;  山間部の開発造成が進んだ結果、川底に汚泥が堆積し、清流であった上流域の河川環境は確実に低下しつつある。これによって、アカザやカジカといった清流に住む魚は姿を消しつつある。  中下流の水質は昭和50年(1975)頃から急速に改善されたが、他の河川と比較してBOD等の水質指標は悪く、生活排水及び下水道処理水による水質・底質の汚濁状況が続いている。一方、改修工事によって河川形態が単調になり、植生や水生生物の多様性が失われる傾向にある。河川敷内の植物は外来種が優占している。また、イシガイ科の二枚貝の生育環境が少なくなり、それに産卵するタナゴ類・カワヒガイや岩場を好むムギツクなどの淡水魚が減少している。下流域には短い区間に多数の堰が設けられ、落差の大きい堰では魚類の遡上・降下を阻害している可能性がある。また、神崎川でも水質では大幅な改善が見られるが、水辺移行帯のない場所が多く、多様な生物が生育しにくい環境となっている。</p> <p>&lt; 1/7提出案についてのコメント &gt;  畑委員の指摘された部分について  1. 昔からある農業用の堰は必ずしも水質の悪化につながっているだけではないと思います。特に古い堰では、堰の下にできる淵は渇水時の魚類や甲殻類の退避場所となったり、砂の堆積する場所を作り出したり、またその部分がフィルター機能を果たし、堰に滞留した水の一部は伏流水となって濾過されて堰の下手から流れ出しているような場所もあります。畑委員が指摘されるようにバッキによる水質の改善もあると思われます。  2. 最後の行「水質の変化と低下」の部分で、変化が何を指しているのかわかりません。</p> <p>その他の点について  1. 猪名川の下流域における水質指標が悪い一番の原因は下水処理場の処理水が流入する部分で水質検査が行われていることにあると考えています。それをもう少し明確に示すべきだと考えます。  2. 「住宅密集などによる水質汚濁の危険」という表現は、どういうケースを想定されているのかわかりにくいと思います。  3. 近年の水質変化の特徴は、清流がなくなり、ひどい汚濁もなくなり、中程度の水質の場所が多くなっていることだと受け止めています。従って、上流部の極めて良好な環境が失われていることは提示しておきたいと思います。  4. 水質は良くても、底の状態が悪化していることがあります。特に上流域。  5. 神崎川について触れていないので、盛り込みたい。  6. 体型異常の魚については、各地で採集していて時折捕獲します。恒常的に発生しているorその割合が高いのなら別ですが、しいて記載する必要性はないと考えます。</p>	松本	一部修正 ( 指摘を踏まえて表現を変更 )

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック )			
31	p.2-2	下から9行目	<p>河川敷内の植物は外来種が優占しており、その他の生物にも在来種が減少しつつある。一庫ダムに流入する河川で体型異常の魚が発見されている。水質は昭和50年(1975)ごろから急速に改善されたが、他の河川に比較してBOD等の水質指標は悪く、住宅密集などによる水質汚濁の危険はなお残されている。下流域には短い区間に多数の堰や排水流入等があり魚類の遡上・降下の障害、水質の変化と低下が見られる。</p> <p>&lt;理由&gt; 二重下線部分では「水質の低下」という用法は一般的に使えるのかという疑問をもっておりまして、もし、「水質の悪化」とか「水質汚濁」の意味なら、堰が果たして水質悪化に結びつくのか疑問を感じております。むしろ、堰越流による曝気効果は水質改善の方に貢献しているのではないかと考えております。この点につきまして、どなたかご教示を賜れば誠に幸いです。勿論、堰での流れはさまざまであり、いろいろなケースを考えておかなばなりません。効果的な魚道の研究が進んでおりますが、そのような効果が考慮できる場合でも、本委員会での重要な思想としての堰の廃止は避けることの出来ない真理であるのか、古くから使われてきている数多くの農業用の取水堰に、先人の労苦を思い、強い愛着を持っております者には、今回の答申を読ませていただきまして、個人的には大変頭を悩ませている問題の一つであります。堰の規模を大きくしたのとも言えるダムの問題にいたしましても同様に頭を痛めている問題の一つではありますが、悪い面と良い面とを本当の意味で科学的な評価を加えて判断をしていかなければ、未来を受け継いでいく子供たちのことを考えますとき、まだまだ、そのような議論が十分に行われたと考えられず、大きな決断をするには余りにも時間の不足を感じております。正しい建設や生態系と完璧なまでにマッチさせる技術の開発も、人間の努力次第では可能になるのではないかと夢も見えておりますが、より自然に近づき、自然とともにゆったりと新しい技術開発を楽しむ若い能力の高い研究者・技術者に期待したいと考えたりしておりますのは、私だけでしょうか？</p> <p>そのため、敢えて「水質低下」を使うならということで、排水流入の語を追加しておりますが、下流に多数の堰や排水流入があるか否かについては確認を取っていませんので、ご教示下さい。</p> <p>しかし、堰の問題については現在の農業的水利用や地域環境的水利用のためには現状では必須的手段でありますので、一概にそれを否定的に見るのではなく、好悪何れの面からも冷静な科学的評価の上で総合判断することが、これからの河川の持続的利用と、人間と河川との交流を図る上でも大変重要な事柄ではないかと強く考えております。</p> <p>例えば、猪名川部会では森下委員から専門的立場の意見として、確かこれらの堰があったから、現在の魚種が保全・維持されたのではないかと言ったお話も紹介されたやに記憶しており、聞き間違いであったかもしれませんが、その点についてもぜひさらにご教示を賜りたいと熱望いたしております。</p>	畑	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
(生物生態系およびその機能を損なう主要な原因の列挙)					
32	p.2-2		<p>&lt;意見&gt; 2 - 2 頁において、西野委員の意見を採用して主要な原因を加え、また用語として意味不明な「生物生態系」を修正するとするならば、2-2頁の下から7行目の「そのうち、生物生態系およびその機能を損なう」を、4-17頁上から5行目の「河川の生態系と生物多様性に重大な悪影響」と同様な扱いで「そのうち、生態系および生物多様性を損なう」とすべきである。</p>	小林	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
33	p.2-2	最下行	<p>移行帯の水辺移行帯の面積の激減</p> <p>&lt;理由&gt; 誤字と思われるので上記のように訂正して下さい</p>	紀平	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
34	p.2-2	最下行	<p>・移行帯の水辺面積の激減、埋立て・干拓等による水辺湿地域の減少、なだらかな水辺の減少と、水域相互間や水域・陸域間の連続性の遮断</p> <p>&lt;理由&gt; ここは誤解をうんだり、理解不能となる恐れがあるので、若干詳しく書いたほうが良い。但し、論議の結果受け入れられなくても、反対意見として付記することは要求しない</p>	川那部	修正
35	p.2-3	3	<p>・ダムや堰による水位・流量調節による流れの連続性、水位・水量変化の喪失、<u>魚介類生息条件を悪化させる水温変化(多くは上昇)</u></p>	倉田	一部修正

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)			
36	p.2-3	7	・固有種・希少種や猛禽類さらには河川特有の植生の減少と、外来種の増加 <意見> 021213版から削除されたものだが、重要であって追加すべきである。もし不採用となれば、反対意見としての記述を要求する。	川那部	修正
37	p.2-3	7	・固有種、希少種の減少と外来種の増加 <理由> 固有種、希少種の減少は、琵琶湖生態系の構造そのものの変化であり、それが結果的に生態系の機能を大きく損なっているため	西野	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
38	p.2-3	13	・農業や家庭・工業薬品中に含まれる環境ホルモンなどの微量有害化学物質や内分泌攪乱物質(いわゆる環境ホルモン物質)の排出・生成と蓄積、それによる健康リスクの増大 <理由> 通常、環境ホルモン物質と微量有害化学物質とは区別して表現されている。	川上	修正
2 - 2 治水の現状と課題					
39	p.2-3	下から6行目	これらの河道改修では、堤防を連続的なものとしたため多くの遊水池地が失われ、 <意見> この個所において「池」がよいか「地」がよいか判断に迷う。	川上	原案通り (使い分けている)
<琵琶湖流域>					
40	p.2-4	14	洪水への対応ではこのことを十分に考慮する必要がある。 <u>ダム・堰による流砂の遮断などにより琵琶湖岸の浜欠けが進行している。</u> <理由> 治水の現状の一つ	寺川	修正
<猪名川流域>					
41	p.2-4	最下行	狭窄部の上流の多田地区では、浸水頻度が高い。また、下流部に堤防未整備の危険区間があるほか、鉄橋の存在により、堤防高が低くなったままの区間が存在する。神崎川との合流地点周辺では、高潮、津波の危険がある。沿川部が都市化しているために、河道拡幅や高規格堤防(スーパー堤防)の用地確保は困難であるが、 <u>人口集中地区が多く、氾濫した場合の被害は甚大なものになると予想されており、その対策が重要な課題である。</u>	畑	修正
2 - 3 利水の現状と課題					
42	p.2-5	6	しかも、最近の1978年から2001年までの24年間では6回もの渇水が発生するなど、 <u>渇水頻発化の傾向が見られる。</u> <意見> この表現は正確でない。(西野修正案でかなり改善されたが、降水量減少傾向は正確か) <理由> 渇水の意味は。具体的指摘に変える	寺川	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
43	p.2-5	6	しかも、最近の <u>1978年から2001年までの24年間では、降水量の減少傾向に伴い、6回もの渇水が発生するなど、渇水頻発化の傾向が見られる。</u>	西野	修正
44	p.2-5	9	現在の水資源開発基本計画では、利水者および自治体等による水需要予測を積み上げ、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により確保するという方式がとられているが <u>ため、需要予測が利用実績に比べて過大に見積もられる傾向があったている。</u> <理由> 「積み上げ方式」が「過大予測」を招いたという問題点を明示するべきである。	畚野	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
45	p.2-5	13	<u>琵琶湖総合開発など水資源開発の進展により、渇水の頻度は減少するとともに、</u> <理由> <u>琵琶湖総のことがふれられていない。</u>	寺川	修正

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック )			
46	p.2-5	13	<p>&lt;対象箇所&gt; 水資源開発の進展により、<u>渇水の頻度は減少するとともに</u>、</p> <p>&lt;意見&gt; 7行上では、“最近の1978年から2001年までの24年間では6回もの渇水が発生するなど、<u>渇水頻発化の傾向が見られる。</u>”となっている</p> <p>&lt;理由&gt; 矛盾している</p>	小尻	原案通り
47	p.2-5	13	<p>水資源開発の進展により、<u>渇水の頻度は減少程度は弱化する</u>とともに、<u>給水制限期間・程度なども短く少なくなったが</u>、<u>清浄な水を豊富に使える便利な生活が当然となり、大切に水を使う節水意識は遠のき、人々の水や川に対する畏敬や愛着が薄れてしまった。一つあることを懸念される。</u></p> <p><u>一方、地球規模での気候変動に伴う降雨変動やダム堆砂などによる流域全体の水供給能力の減少が懸念されるほか、農産物の輸入は海外の水資源消費につながるなど国際レベルでの水収支等の課題も指摘されている。</u></p> <p>&lt;理由&gt; 削除した方がよい、舌足らずでよくない 「ほか、農産物の輸入は海外の水資源消費につながるなど国際レベルでの水収支等の課題も指摘されている」の部分</p>	倉田	原案通り
48	p.2-5	13	<p>水資源開発の進展により、<u>渇水の頻度は減少するとともにが生じて</u>も、<u>給水制限なども少なくな</u>る<u>の被害は激減したが</u>、<u>清浄な水を豊富に使える便利な生活が当然となり、大切に水を使う節水意識は遠のき、人々の水や川に対する畏敬や愛着が薄れてしまった。</u></p> <p><u>一方、また降水量に影響を与える地球規模での気候変動に伴う降雨変動や、ダム堆砂などによる流域全体の水供給能力の減少が懸念されるほか、農産物の輸入は海外の水資源消費につながるなど国際レベルでの水収支等の課題も指摘されている</u></p> <p>&lt;理由&gt; ・なお広辞苑によると、渇水とは降雨のないため、水が枯れることで、渇水の指標を取水制限の日数にするのか、琵琶湖の水位低下にするのかは、難しいところです。琵琶湖総合開発後は渇水被害が減少したという見方もあると思いますが、取水制限を指標にとると、被害の程度は激減したものの、10年間で2回の取水制限がみられており(12/14琵琶湖部会参考資料1、p.31)、2002年も第1次取水制限を行っております。そうしますと、1977-2001年までの24年間に6回の頻度と比べてみて、琵琶湖以後に渇水頻度が減少したと言い切るのは難しいと思います。</p>	西野	原案通り
<淀川流域>					
49	p.2-6	2	<p>木津川では、<u>上流部の都市化の進展、ダム群の建設、水質悪化、過度のゴルフ場開発、農業・畜産業排水などによる水質汚濁が問題</u>となり、</p> <p>&lt;理由&gt; 上流部の都市化が著しい。ダムの富栄養化によるアオコ・赤潮が問題化、木津川流域には60余のゴルフ場が開発され、これは琵琶湖・淀川流域のみならず全国的に見ても特に顕著な傾向を示している。</p>	川上	一部修正
50	p.2-6	3	<p>木津川では、<u>都市化の進展、ダム群の建設、農業・畜産業排水などによる水質汚濁が問題</u>となり、<u>産業廃棄物処分埋場排水による水質や底質の汚染の危険性がある。また、河床低下による取水障害が見られる。</u></p>	倉田	修正
51	p.2-6	8	<p>また、<u>本川に流れ込む中小河川の汚濁による水質低下悪化が問題</u>となっている。</p>	川上	修正

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック )			
< 猪名川流域 >					
52	p.2-6	11	水道の普及によって、猪名川流域の大半の住民は洪水被害の経験が少なく、市民の危機意識は希薄になりがちである。下流部では上水に淀川の水を用いており、流域住民の大半が猪名川の水に依存して <b>いない</b> 流域人口は限られている。しかし、農業用水としての利用は脈々として続いており、猪名川水系から導水されているため池の水を含め、頼るべきほとんど唯一の水はこの猪名川にある。	畑	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
53	p.2-6	13	猪名川流域の大半の住民は洪水被害の経験が少なく、市民の危機意識は希薄になりがちである。下流部では上水に淀川の水を用いており、流域住民の大半が猪名川の水に依存して <b>はい</b> ない。	倉田	原案通り
2 - 4 河川利用の現状と課題					
54	p.2-6	15	われわれは河川をさまざまな形で利用している。古くは、生活用水としての取得利用のほか、魚介類の採取や人荷の移動経路としての利用が主であったが、やがて水車に代表されるように、動力源としても水力が利用されるようになり、これが水力発電へと発展した。	倉田	修正
55	p.2-6	下から13行目	また、川の自然を愛し、川にやすらぎを求め、川の景観を楽しむといった昔からの風潮・習慣は <b>いまも衰えていない</b> 川との関わりは <b>今も人の心を豊かにしている</b> 。 <理由> 「風潮・習慣」というより、もう少し内在的な行動であり、次節の「川と人との関わり」の語を説明づけるために「関わり」をここに挿入した。	畑	修正
< 淀川流域 >					
56	p.2-7	9	木津川、桂川では、河川敷の不法占拠、不法工作物、不法耕作(桂川)、不法居住(淀川本川)等の問題がある。瀬田川、宇治川では舟運用航路の確保が <b>求めら</b> 提案されている。	川上	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
< 猪名川流域 >					
57	p.2-7	14	都市河川である猪名川の高水敷は、運動公園としての利用することへの要望が強く、地域によっては多くのグラウンドが整備されている。 市民は釣り、散策などによって、都市部に残された貴重な自然体験空間であることは知っていても、 <b>しかし自然の動植物との共生を意識するまでには至っていない</b> 。これがスポーツ優先の利用を促進している。 猪名川下流には住宅街に、あたかも都市の中の杜のように緑と水域がある。改修で直線化される前の河道湾曲部と河畔林を伴う旧堤防である。これはかつて <b>一少女の川と緑への願いと保全への働きかけが時の行政をも動かし、残されたものである</b> 。砂漠化の進行のように都市化が進み、水田や森の緑が減少していく中で市民の猪名川への愛着は益々大きくなっており、多くの市民グループがこの川の利用と保全に先進的な取り組みを行っている。 <理由> 「中流」の定義が私自身明瞭に理解しておりませんので、左記の旧堤防の位置を「中流」としてよいのか、猪名川部会の委員のご教示をお願いいたします。	畑	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
58	p.2-7	下から3行目	<原案> 市民は釣り、散策などによって、都市部に残された貴重な自然体験空間であることは知っていても、 <b>しかし自然の動植物との共生を意識するまでには至っていない</b> 。これがスポーツ優先の利用を促進している。 <修正案> 市民の中には、釣りや野鳥観察、散策などの場として利用し、都市部に残された <b>貴重な自然体験空間と認識している人々もいるが、多くの市民にとってその価値が認識されているとは言えない</b> 。川と人々の関わる文化が失われ、自然の動植物との共生という意識は未だ多くの市民のものとはなっていない。これが、ゴミの放置やスポーツ優先の利用を促進している。	松本	修正

頁		行数	意見および理由	委員名	対応
			( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)	(敬称略)	
59	p.2-7	下から2行目	<p>市民は釣り、散策などによって、都市部に残された貴重な自然体験空間であることは知っているも、しかし自然の動植物との共生を意識するまでには至っていない。<del>これならず、むしろスポーツ優先の利用を促進して</del>希求し勝ちである。</p> <p>&lt;意見&gt; 「しかし」は削除してはどうか？</p>	倉田	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック )			
3 新たな河川整備の理念					
60	p.3-1	2	いま、2000有余年におよぶわが国淀川水系の川づくりは大転換を必要としている。	川上	一部修正
3 - 1 河川整備に関する基本認識					
( 2 ) 各地域の持つ文化・風土・歴史的な価値や特性を考慮し、流域全体・社会全体で対応する川づくりへ					
61	p.3-2	7	都市計画や農林・水産業も含めた部局横断的・面的な対応を含め、それぞれの場に相応しい川づくりを行う。  <意見> 「水産」漁でもよいが養殖がある・・・	倉田	修正
( 4 ) 柔軟で戦略的な川づくりのための、計画アセスメントと順応的管理の導入へ					
62	p.3-2	下から2行目	事業の効果・影響を見ながら柔軟に改善するため、柔軟な順応的管理を導入する。  <理由> 文章整理	川上	原案通り
3 - 2 新たな河川環境の理念					
63	p.3-3	3	人は自然環境のなかで生き、その活動は、多かれ少なかれ自然環境に手を加え、自然の恩恵を消費享受・活用することで、世代を重ねてきた。	倉田	修正
64	p.3-3	6	<対象箇所> 動植物だけではなく、人そのものの生存すら危惧される状態となっている。  <意見> 歴史的に水質、環境面でどのようになったか明確でない。水質が改善されている所もある。  <理由> 現実を把握していない。	小尻	原案通り
65	p.3-3	8	一般に「環境」を考えると、環境の主体として個人や社会を中心に考えることが多いが、人以外の生命体にも生息する権利があるうえ生態系の中で明確に位置づけられ、それらは食物連鎖を通じて自然界での物質循環やエネルギー変換に関わり、 <理由> 「権利」とか義務は、やはり人間社会での関係用語であり、人以外の生物への使用には違和感がある。	畑	修正
66	p.3-3	8	一般に「環境」を考えると、環境の主体として個人や社会を中心に考えることが多いが、人以外の生命体にも生息する権利があるうえ、それらは生存競争・食物連鎖を通じて自然界での物質循環やエネルギー変換に関わり、  <理由> 斗ったり、押しのけ、争うだけもある・・・	倉田	原案通り
67	p.3-3	11	一つの要素に対する影響は連鎖的に他の要素にも影響を及ぼすことを忘却見落してはならない。  <理由> 表現がオーバーにとれる、「忘れてはならない。」位でもよいが・・・	倉田	修正
68	p.3-3	13	一方、人が生存し、あるいは生存するための活動も、大気、海洋、河川、森林、土壌などの「環境容量」を越えては成り立たない成立が難しくなる。生態学では、陸域や水域など一定の空間で生活する生物集団と非生物的自然環境との間で形成される自然のシステムを「生態系」という。生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できるのであり、健全な生態系なくして人類の未来はない。  <理由> 環境容量を越え、健全でなくなった生態系の下で、あえぎながらも生存している実態があり、表現を少し変える必要がある。	畑	修正

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック )			
69	p.3-3	下から7行目	その後、地球環境・生態系保全に向けて「 <u>絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(通称ワシントン条約)</u> (1980年批准)、「 <u>特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(通称ラムサール条約)</u> (1980年批准)、「 <u>気候変動に関する国際連合枠組条約(通称温暖化防止条約)</u> (1994年批准)、「 <u>生物の多様性に関する条約(1993年批准)</u> 、「 <u>気候変動枠組み条約第3回締約国会議(1997年開催)</u> に基づく京都議定書など  <理由> *初出の場合は、正式の名称を書くほうが良いのではないかと。但し、論議の結果受け入れられなくても、反対意見として付記することは要求しない **京都議定書以前にこの条約本体の批准が重要である。但し、論議の結果受け入れられなくても、反対意見として付記することは要求しない ***本来の条約名は Convention of Biological Diversity であるが、日本の正式名称はこうになっている。但し、論議の結果受け入れられなくても、反対意見として付記することは要求しない ****締結国会議は各条約について存在するので、第3回会議だけでは全く判らない。但し、論議の結果受け入れられなくても、反対意見として付記することは要求しない	川那部	修正
70	p.3-3	下から5行目	また、河川法が改正(1997年)され、治水・利水に加えて、新たに「 <u>河川環境の整備と保全</u> 」が河川行政のなかに明確に位置付けられた。  <理由> 少なくとも引用のかたちをとるのであれば、河川法通りにしなければいけないのではないかと。但し、論議の結果受け入れられなくても、反対意見として付記することは要求しない	川那部	修正
71	p.3-3	最下行	この河川法改正の究極の目標は河川生態系の保全と回復である。「 <u>これ以上生物種を減少させない</u> 」、「 <u>人間生存に必須のものである生態系の機能をこれ以上低下させない</u> 」との固い決意の基に  <理由> この提言の流れから見て、種を減少させないだけでなく、(敢えて言えばそれ以上に)生態系の機能を低下させない点が重要であり、また、それが一般に訴える効果も高い。但し、論議の結果受け入れられなくても、反対意見として付記することは要求しない	川那部	修正
72	p.3-4	2	100年にわたり損ない続けた川や湖の自然やその連続性を回復するには、	倉田	修正
73	p.3-4	3	しかし、100年にわたり損ない続けた川の自然やその連続性を回復するには、その幾倍もの時間を必要とするであろう。いわば永遠の課題でもある。  <理由> 長期間を要するとしても、永遠では無いものも数多く、直ちに進めていく意欲を起こすことが必要である。但し、論議の結果受け入れられなくても、反対意見として付記することは要求しない	川那部	修正
74	p.3-4	4	事業の計画と実施にあたっては、情報公開と説明責任を徹底し、住民活動団体、地域組織を含む住民、	寺川	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
75	p.3-4	8	また、川は、理想的な体験学習、環境学習の場でもあり、	倉田	修正
3 - 3 新たな治水の理念					
76	p.3-5	2	河川や地域ごとに社会的重要度に応じた規模の洪水による水害の  <コメント> 削除してはどうか?	倉田	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
77	p.3-5	6	一つは、計画規模以上の洪水(超過洪水)により壊滅的な被害の発生する恐れがあり、	倉田	原案通り

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)			
78	p.3-5	8	<p>これまでの河川整備では、「水害の輪廻」であるかのように、大洪水が発生すると呼ぶべきほどに整備後も大洪水が繰り返され、そのたびに整備水準を上げてきているが、<u>現在、現時点での整備計画を達成するにはさらにだけでも長期の年月と莫大な経費を要するうえ、</u></p> <p>&lt;理由&gt; このままでは整備水準を上げることが「水害の輪廻」と解されること、また、整備水準の上げを繰り返す中での「現在の」がどの整備段階での話なのか分かりにくいことについて、修正を加えた。</p>	畑	修正
79	p.3-5	下から4行目	<p>また、治水を目的とした場合でも、自然環境への影響をできるだけ軽減 <u>極力回避</u> するような河川整備としなければならない。</p>	川上	修正
3 - 4 新たな利水の理念					
80	p.3-6	9	<p>水需要管理は、より精度の高い水需要予測をもとに、節水、再利用、<u>雨水利用、用途変更等</u>により、</p> <p>&lt;理由&gt; 雨水利用を加える</p>	寺川	修正
81	p.3-6	下から5行目	<p>&lt;対象箇所&gt; われわれは、これまで、水がまるで無制限に存在するかのように、<u>大量に水を消費</u>してきた。</p> <p>&lt;意見&gt; 産業の発展があつて今日がある。全てを否定できない。</p> <p>&lt;理由&gt; 現実を把握していない。</p>	小尻	原案通り
3 - 5 新たな河川利用の理念					
82	p.3-7	7	<p>河川空間については、河川水面を自由に使用させ、高水敷に河川公園、グラウンド等を整備することによって数多くの人々が訪れるようになった。しかし、このような利用の大部分は人が川に親しむということではなく、時に過剰で無秩序な利用を招き、流水による高水敷攪乱の減少とあいまって、河川の水質は悪化し、生物の生息域が減少するなど、河川本来の姿に悪影響を与えている。河川には独特の自然が展開され、多様な生態系が存在しており、これらを流域全体の貴重な共有財産として大切に守っていき、<u>あるいは破壊された自然を回復することは非常に重要なこと</u>である。</p> <p>したがって、河川本来の姿を取り戻すために、今後は「河川生態系と共生する利用」を基本とし、「川でなければならない利用・川に活かされた利用」を重視しなければならない。</p> <p><u>川でなければならない利用とは、川以外でもできることは川以外であることを意味している。例えば、高水敷で運動すること自体はなんら制約されないが、高水敷を運動のためのグラウンド公園、グラウンド、ゴルフ場として整備し、管理・運用を行っていくことは本来の河川のあり方として相応しくない。また、川でなければならない利用だからといって、すべてが許されるわけではない。例えば、たとえば、高水敷を公園、グラウンド、ゴルフ場として整備した際に、生物の生息域が消失したり分断されたりしており、こうした場所での河川環境の回復が必要である。水上バイク、プレジャーボート、モトクロス等のように、河川環境を損なうもの、<u>つたり他人に迷惑を及ぼすものについては規制すべきである。川に活かされた利用とは、川に近づき、川の恵みを享受し、川の魅力に触れる利用であって、川に親しむ、川に学ぶなどはこの範疇に入る。川に近づき、川の恵みを享受し、川の魅力に触れる利用は促進されるべきである。</u></u></p> <p>&lt;理由&gt; p.3-7 12 - 19行目およびp.4-15 9行目 これらの河川敷利用に関する記述は、建設的な問題解決につながり難しく、場合によっては住民との対立の構図を助長して、本提言の意図である住民と河川管理者との協働を困難にするおそれがあると思います。したがって再考を強く求めます。(詳細は別紙2参照)</p>	村上	前半：修正 後半：原案通り

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)			
4 新たな河川整備計画のあり方					
4 - 1 河川整備計画に関する基本事項					
83	p.4-1	全体	<p>&lt;意見&gt; 4 - 1 河川整備計画(全体)について、新しい技術の創造が欲しい。特に水需要管理。</p> <p>&lt;理由&gt; 必要性があれば技術が展開される。</p>	小尻	原案通り
(1) 計画策定の視点					
1) 統合的な水資源管理					
84	p.4-1	5	<p><u>住民や利害関係者も参加する統合的な水資源管理は、持続可能な社会の形成という国際理念の観点から世界共通の理念を実現するためにも、国の経済・社会政策全体の枠内に組み入れることが最重要である。水は生態系に不可欠な一部要素であり、また天然資源、さらには社会的・経済的財産であるとする考え方に基づいて、水系の側面と流域の側面を統合すべきである。</u></p> <p>&lt;理由&gt; 「国の経済・社会政策の枠内に組み入れることが最重要とする」基本的な考え方だけに、本委員会が主張する参加型の計画・管理の思想をここでも明確に表記しておく必要がある。「統合的な水資源管理」だけでは、上からの管理、トップダウンの管理という後ろ向きのイメージがつきまとう。</p>	畑	原案通り
<地域性、治水・利水・環境バランスの配慮>					
85	p.4-1	10	<p><u>河川の整備はつねに、流域の健全な水循環・物質循環・流砂系と・生物多様性などを含む生態系の保全を目指すものとし、その地域独自の文化、一・歴史的経緯などの特性や、治水、利水を目的とした整備が河川生態系に与える影響を踏まえ、地域的特性やなども含め、それぞれの川の個性が重視されるように、施策や事業を計画する必要がある。</u></p> <p>&lt;意見&gt; 前の文章では、目的は治水と利水のみであるように受け取れる。文章上の重複や曖昧さもあるので、修正すべきである。もし修正が受け入れられない場合、一部については反対意見として付記することを要求する</p>	川那部	修正
<持続可能な視点による検討>					
86	p.4-1	15	<p><u>河川の(または水資源の)持続可能な河川を利用に向けての整備するという国際的理念に基づいて、長期的な影響を考慮した河川のあり方を検討すべきである。</u></p> <p>&lt;理由&gt; 河川そのものは本来持続的であり、その利活用を持続的なものにすることが今後の河川整備の目的の一つとなる。 国際的理念 理念</p>	畑	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
2) 流域圏に着目した総合的管理計画					
<住民、関係団体、他省庁等との連携>					
87	p.4-1	最下行	<p>ソフト施策推進のためには、計画策定および推進において、住民、関係住民活動団体、他省庁、</p> <p>&lt;理由&gt; できるだけ統一する</p>	寺川	原案通り
3) 健全な水循環の保全、回復と需要の抑制					
88	p.4-2	4	<p>流域の水涵養機能の保全と回復とともに、雨水浸透、地下水の涵養、高度処理した下水の河川への還元など、水循環の健全性と、節水・有効利用などによる各需要の<u>相互補完</u>・抑制施策を展開する。</p>	倉田	原案通り

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)			
4) 文化・地場産業・伝統を継承・育成できる川づくり					
89	p.4-2	11	<p>いまま川辺に祀られている水神や神社が象徴するように、川は信仰の対象であり、祭りの場でもあった。それは水や川の恩恵に対する人々の感謝の念の現れであるとともに、水害や事故など突如として人々を襲う水災に対する畏敬の念を何とか防いでほしいとの人々の願いの現れでもあった。しかし、経済や効率があらしの価値観の中心になるにつれて、このような現象真摯な気持ちが徐々に失われ、それとともに川と一体のくらしぶり、美しい風景、日がな一日川で遊ぶ子供の姿、豊かな漁獲に裏づけられた食文化などが失われた。</p> <p>&lt;理由&gt; 水害や事故への畏敬の念というのは？ 災害から逃れたいという強い願望は水神や神社の神仏にすがることに向かう。</p>	畑	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
90	p.4-2	12	<p>しかし、経済や効率があらしの価値観の中心になるにつれて、このような現象考えや行益が徐々に失われ、それとともに川と一体のくらしぶり、美しい風景、日がな一日川で遊ぶ子供の姿、豊かな漁獲に裏づけられた食文化などが失われた<u>つつある</u>。</p> <p>&lt;理由&gt; ・「考えや行動」素直な表現の方が落ち着きが・・・ ・「つつある」断定してしまうと、まずい・・・</p>	倉田	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
(3) 計画の執行管理システム					
91	p.4-3	下から10行目	<p>良好な河川環境の形成には、河川管理者だけの取り組みだけでは限界があり、流域住民、住民活動団体、地域に密着した総合行政を担う地方自治体および関連するその他の行政機関が、</p> <p>&lt;理由&gt; ここでは入れるべき。</p>	寺川	原案通り
4 - 2 河川環境計画のあり方					
(2) 河川環境計画策定上の留意事項					
1) 川や湖の自然のダイナミズムを許容する河川整備					
92	p.4-5	9	<p>ダム下流域では流砂の遮断による河床低下や低水温魚介類生息に不適切な過低温化や過高温化の影響、上流域では堆砂による治水・利水上の弊害に加えて水質の悪化など環境上の弊害が多い。</p>	倉田	修正
3) 「河川環境再生計画」をつくり目標を定める。					
93	p.4-5	下から12行目	<p>3) 「河川環境再生自然化計画」をつくり目標を定める。 水系の河川・湖沼毎に、本来の生態系の保全と回復をめざすための目標を定めるために「河川環境再生自然化計画」をつくる。</p>	川上	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
94	p.4-5	下から5行目	<p>・生息空間の機能回復～水位・流量・水温の変化・流砂・土砂供給など</p>	倉田	修正
95	p.4-5	下から2行目	<p>目標の設定にあたっては、学識経験者・住民組織活動団体を含む住民の参加等によるパートナーシップで行い、一定期間毎に見直すことが望ましい。</p>	寺川	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
(3) 水位・水流と生物の生息環境					
1) 水位管理のあり方					
96	p.4-6	8	<p>水位操作規則は、それぞれの条件・目的や生息生物の成長・繁殖時期および周辺環境に応じた適切なものに改善すべきであり、</p>	倉田	修正

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)			
2) 琵琶湖の水位管理					
97	p.4-6	下から10行目	また、各期間中の水位は、産卵など生き物のリズムに合わせて、自然状態に近いかたちで行われる必要がある。 <u>冬場の高水位によるヨシ刈りへの影響、浜欠けについても十分考慮すべきである。</u> <理由> 水位管理で抜けている。	寺川	修正
3) ダム・堰の水位管理					
98	p.4-6	下から1行目	・ダムが貯水による植物プランクトンの発生と貧酸素層の形成・下流の水温低下を含む水質環境を改変し、生態系に与えている影響について調査・検討を行う。	吉田	原案通り (原案に修正あり)
99	p.4-7	4	・増水時の放流による河川水位・濁度の急激な変化が魚類の産卵・採餌環境等生態系に大きな影響を与えている。生態系に配慮した放流および河川水位の変化速度のあり方について検討する。	吉田	一部修正
100	p.4-7	4	・増水時の放流ならびに放流後の閉止による河川水位の急激な変化が魚類の生息や産卵等生態系に大きな影響を与えている。	川上	修正
(4) 流域の一体的な水環境を実現する水質管理					
101	p.4-7	下から9行目	(4) 流域の一体的な水環境を実現する水質管理 1) <u>新たな水管理の仕組み</u> <理由> 章立てしてほしかったが、できない場合は、小見出しでわかりやすくする。	寺川	一部修正 (指摘を踏まえ項目立てを行った)
102	p.4-8	4	2) <u>行政、住民、企業が一体となって取り組む体制の確立</u> 利水面からは水系での有効な利水と効率的な水の <理由> 章立てしてほしかったが、できない場合は、小見出しでわかりやすくする。	寺川	一部修正 (指摘を踏まえ項目立てを行った)
103	p.4-8	11	安全確保のため、下流での繰り返し利用による水質消費に対応できる監視体制と、将来の流域内での人口移動にも注目した水量・水質消費の変化予測とそれに柔軟に対応し得る、総負荷管理を前提とした水質管理体制を作る必要がある。 <意見> 「消費」とは金を払って使うという意味だと思うので、「水質消費」の表現を工夫出来ないか検討を求める。 (要検討) 例えば「水質消費」、「水質消費の変化」、「水質変化」?	倉田	原案通り
104	p.4-8	13	このためには、たとえば、合流式下水道に関わるから分流式下水道への転換、道路排水を含む雨水や生活排水への対策、河川の水質や植生の調査や評価等、 <理由> 合流式下水道の問題点は生活排水の処理に限らない。合流式下水道は、雨水とし尿を同時に処理するが、降雨時には処理水量が増加するため処理能力が低下したり、オーバーフローして未処理水が河川や海域に流出し、かねてより問題となっている。東京都に代表される大都市では、近時、合流式下水道から分流式下水道への転換が図られている。	川上	修正
105	p.4-8	15	3) <u>総合的な流域水質管理システム構築</u> また、流域の都市化や水利用システムの高次化が進むことにより <理由> 章立てしてほしかったが、できない場合は、小見出しでわかりやすくする。	寺川	一部修正 (指摘を踏まえ項目立てを行った)

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック )			
106	p.4-8	19	<p>流域全体として水循環と河川環境の状態を把握できる統合的な流域水質管理システム構築の必要性が一層高まっている。そこでは、<u>河川におけるBOD(生物化学的酸素要求量)や湖沼など閉鎖性水域におけるCOD(化学的酸素消費量)を中心とした従来の水質環境基準以外に、水系における水、窒素、リン・酸素などの動態モデルの確立、</u></p> <p>&lt;理由&gt; 近時、淀川水系の河川や琵琶湖の水質におけるBODはかなり改善されたが、水域の水質をBODやCODの数値のみで判断するのではなく、下水処理場で処理することが難しいチッ素、リン、微量化学物質など他の物質も重視すべきである。原文につづくくだりではそのことを述べようとしているので、導入部でそのことを述べる必要がある</p>	川上	修正
107	p.4-8	下から6行目	<p><u>4) 情報収集と社会的しくみの構築</u> このようなシステムは、異常出水から異常濁水までの対応を</p> <p>&lt;理由&gt; 章立てしてほしかったが、できない場合は、小見出しでわかりやすくする。</p>	寺川	一部修正 (指摘を踏まえ項目立てを行った)
108	p.4-9	4	<p><u>5) 回復プロセスを共有</u> 環境の時代に即した良好な水質の目標は、</p> <p>&lt;理由&gt; 章立てしてほしかったが、できない場合は、小見出しでわかりやすくする。</p>	寺川	一部修正 (指摘を踏まえ項目立てを行った)
109	p.4-9	下から8行目	<p><u>水質の管理システムを強化することが重要であり、その際には地元民間活動団体・地域組織などを含む住民の参加を</u></p> <p>&lt;理由&gt; 地元住民ではあいまいであり、参加が大切なところである。</p>	寺川	一部修正
110	p.4-9	下から5行目	<p>将来的には、水位、水量面で時間変動を含む川本来の姿を取り戻す努力の中で、流域水質を良好に保持していく必要があり、そのためには遊水池、貯水池、伏流あるいは内湖、都市河川の機能を再評価し、復元し、水循環システムを再構築するなど、</p> <p>&lt;理由&gt; 「地下水系の役割」を軽視した考え方は、将来必ずや多くの問題を引き起こすであろう。</p>	畚野	原案通り
4 - 3 治水計画のあり方					
(1) 超過洪水を考慮した治水計画					
1) 河川対応					
111	p.4-10	下から5行目	<p><u>新たな素材・工法の導入に際しては、強度・耐久性・耐震性などの構造物としての機能のほか、地下水・生態系・景観等に与える影響について慎重に検討する必要がある。河川対応では、多くの破堤危険区間から、どのように整備区間の順序付けを行うか、その計画決定手法が大変重要である。被災回数が多い各地域にとっては、それぞれ緊急を要する問題であり、整備着手河川区間については、被災の危険度、予想被害規模、河川環境への影響等を基に、後述の住民参加のプロセスに従って、利害関係者の理解を得た計画とすべきである。</u></p> <p>&lt;理由&gt; 新規格の堤防は予算規模の大きな事業であり、多くの候補整備区間の中から選定して、大変長期にわたって順次工事を進めていかざるを得ない。どのように着工区間が選定されるかは、利害関係者にとっては正に死活問題である。本委員会が主張する参加型のプロセスを得て、より透明な形での決定が重要であり、その方式については河川整備計画でも根幹的事項の一つと言える。</p>	畑	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)			
2) 流域対応					
112	p.4-11	4	<p>これまでの河川整備では、万一の場合、どこで破堤するかはまったく不定であるとされている。しかし、今後の計画においては科学的予知技術の適用により各河川区間における破堤の危険度を明示して、<u>治水安全度を低下させる非計画的土地開発を極力抑制し、水害の再発を予防する必要がある</u>。全体としての被害をできるだけ小さくするには、浸水しても被害が少ない地域に洪水氾濫を誘導する霞堤や越流堤の検討も重要である。</p> <p>&lt;理由&gt; 河川流量の計算・予測手法が発達してきており、流出モデルを基にして破堤危険箇所<del>の</del>確率表示は既に可能となっている。さらに、最大可能洪水量(PMF)の概略推定も可能の域に近づいており、各河川区間の災害危険度を住民に繰り返し説明することによって、災害危険地域での現今以上の開発を抑制して、水害の連鎖をストップさせることも努力次第では可能になってきている。</p>	畑	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
(2) 自然環境を考慮した治水計画					
113	p.4-11	17	例えば、 <u>自然再生型として再自然化のため低水路を河道内で蛇行させるなどにより瀬や淵の復元をはかり、</u>	川上	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
(3) 地域特性に応じた治水安全度の確保					
114	p.4-11	最下行	<p>・・・<u>超過洪水による壊滅的な被害を回避するものとしなければならない。</u> なお、<u>狭窄部は、治水面で障害となる場合が多いが、歴史、景観等の面から国民的財産としての価値も高いため、開削することはできるだけ避け、他の代替案を優先的に採用することが望ましい。</u></p> <p>&lt;意見&gt; 021113版にあった削除された部分を復活するべし</p> <p>&lt;理由&gt; 猪名川部会で真剣に討議された内容をみだりに削除しないでいただきたい。</p>	畚野	修正
4 - 4 利水計画のあり方					
(5) 水需要管理協議会					
115	p.4-13	下から9行目	<p>すべての関係者と、学識経験者、住民代表者等活動団体・地域組織等が参加して、</p> <p>&lt;理由&gt; 水需要管理協議会には住民活動団体の参加が社会的に必要である。</p>	寺川	一部修正
4 - 5 河川利用計画のあり方					
(1) 基本的な考え方					
116	p.4-14	3	<p>河川利用にあたっては、「河川生態系と共生する利用」という理念を実現するためのもとに、推進すべき利用と抑制すべき利用を峻別する。さらに、「川でなければできない・川に活かされた利用」という観点から、堤内地などで代替できる機能は長期的には堤内に移行することを目標とし、また、<u>河川環境・生態系に負の影響を与える利用は制限する。このため、適切な利用に向けた抑制すべき利用に関しては、規制等の仕組みづくりを行う。</u></p> <p>今後の利用については、<u>川でなければできない利用</u>(漁業や遊漁、水・水辺の植物とのふれあい、河原などを利用した遊び、水を利用した遊び、水泳、カヌーなど)は、<u>川に活かされる利用は、川本来の機能を損なわない限りにおいて、行う推進すべきである。</u></p> <p>また、舟運や漁業などの河川を利用する産業については、湖や川にまつわる文化・伝統として河川整備への位置づけを行い、復元・継続などについて検討すべきである。</p> <p>&lt;理由&gt; 以上の論点(別紙2参照)から、p.4-14 3-7行目に関する記述も再考をお願いいたします。 ここでも、「川でなければできない」という記述は省いたほうがよいと思いますし、その記述がなくても主張は十分に理解可能だと思います。</p>	村上	原案通り

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)			
( 4 ) 高水敷利用					
117	p.4-15	9	<p>高水敷に設置されているゴルフ場やグラウンド等の施設は、本来、堤内地に設置されるべきものであり、長期的には堤内地に戻していくことを目標とする。関係自治体は、市民のニーズに対しては、堤内地にグラウンド等の用地を確保するよう努力すべきである。そのため、原則として新規の整備は認めるべきではない。</p> <p>しかしながら、既存の利用施設が数多くの人々に利用され、ニーズが高いという現実があり、利用者のニーズの大きさと利用に伴う河川環境への影響をどのように評価するかが大きな課題である。したがって、当面、利用施設は設置範囲を限定し、良識ある使用によって、できる限り河川環境に影響を与えないような配慮を行うことが必要である。ゴルフ場やグラウンド等の施設が高水敷に設置されることによって、生物の生息域が大きく失われている。したがって、施設の中に生物の生息域と移動経路を創出したり、施設の移転や敷地の変更を行うなどして、河川環境の回復をめざすことが必要である。また、原則として新規の整備は認めるべきではない。</p> <p>なお、特定の個人や団体等が、柵・塀などを設置して他に使用させないといった独占的・排他的利用は厳に禁止すべきである。</p> <p>&lt;理由&gt; p.3-7 12 - 19行目およびp.4-15 9行目 これらの河川敷利用に関する記述は、建設的な問題解決につながり難く、場合によっては住民との対立の構図を助長して、本提言の意図である住民と河川管理者との協働を困難にするおそれがあると思います。したがって再考を強く求めます。(詳細は別紙2参照)</p>	村上	原案通り
( 6 ) 産業的な利用					
2 ) 漁業					
118	p.4-15	下から4行目	2 ) 漁業・養殖業	倉田	原案通り
119	p.4-15	最下行	<p>漁業を営み、遊漁ができるということは、生態系および水温・水質・湖棚・河床などの河川環境が健全な状態にあってはじめて可能になるということを認識することが重要である。「魚が減れば、稚魚等を放流して漁業を成立させるすれば良い」といった考え方を改め、漁業が継続的に成立していけるようなつために、河川環境をつくら保全・復元する方向に進まなければならない。</p> <p>&lt;理由&gt; 放流そのものがいかなる場合にも悪であるとの誤解は、極力避けたいとのある委員の要請は理解できるので、修正は望ましいが、その限界は明確にしなければならない。但し、論議の結果受け入れられなくても、反対意見として付記することは要求しない</p>	川那部	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
120	p.4-15	最下行	<p>漁業を営み、遊漁ができるということは、生態系および水温・水質・湖棚・河床などの河川環境が健全な状態にあってはじめて可能になるということを認識することが重要である。り、魚が減れば、稚魚等を放流して漁業を成立させるといった考え方を改め、漁業が継続的に成立つような河川環境をつくらなければならない。</p> <p>漁業や遊漁は固有の生態系に十分配慮して行うべきであり、当該河川に固有の在来の魚介類が、生れ、育ち、豊富に生息する河川環境をつくり、次の世代に残していくことが望まれる。そのためには、早期の河川の連続性の修復が望まれる。</p> <p>&lt;意見&gt; 漁業や遊漁は当該河川に豊富な魚介類が生息してはじめて成り立つものであり、固有の生態系に十分に配慮して行うべきことは当然のことである。しかるに、鮎漁などは堰やダムによって河川の連続性が遮断されたところへ遡上してくる鮎も途絶え、仕方なく急場しのぎに他所の稚魚を移動放流して漁業を成り立たせているものであり、魚が本来のように上流まで遡上してくれば莫大な費用を掛けた移動放流はしないはず。従って、わざわざ、上記述は必要ない。また何も漁業者が固有の生態系を破壊したり、河川環境を悪化させたのではない。ただ現状に対して漁業者に一端の責任はあるにしても、半面、正規の漁業が出来なくなった被害者とも言えるのである。</p> <p>&lt;理由&gt; 琵琶湖・淀川水系の内水面漁業の全体としての実体が正しく認識されていないため、あえて意見を提出した。</p>	渡辺	原案通り (他の修正案を採用)

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)			
121	p.4-15	最下行	<p>漁業を営み、遊漁ができるということは、生態系および水温・水質・湖棚・河床などの河川環境が健全な状態にあつてはじめて可能になるということを認識することが重要である。魚が減れば、稚魚等を放流して漁業を成立させるといった考え方を改め、<u>河川漁業は、法的には「内水面漁業」として準海面漁業とされる琵琶湖漁業とは異なり、法令により増殖を義務づけられ、その放流した成魚も禁漁期・採捕可能サイズを規制されて行われている。その増殖も計画量を定め(都道府県知事に届出義務あり)、不足すれば知事の督令を受たり漁業権(第5種共同漁業権)取り消しを受ける厳しい条件で行われているだけに、漁業が継続的に成立つような河川環境をつくらなければならない。</u></p>	倉田	原案通り (他の修正案を採用)
122	p.4-15	最下行	<p>漁業を営み、遊漁ができるということは、生態系および水温・水質・湖棚・河床などの河川環境が健全な状態にあつてはじめて可能になるということを認識することが重要である。魚が減れば、稚魚等を放流して漁業を成立させるといった考え方を改め、<u>漁業が継続的に成立つような河川環境をつくらなければならない。</u>漁業や遊漁は固有の生態系に十分配慮して行うべきであり、</p>	川上	原案通り
123	p.4-16	1	<p>漁業が継続的に成立つような河川環境をつくらなければならない。他方、琵琶湖では、<u>第1・2・3・5種共同漁業権の免許、養殖業は第1・2種区画漁業権の免許、一部河口近くの河川・入路では第5種共同漁業権免許の漁業が、行政監督の下に整然と行われている。心ない非漁業者の有害外来魚(ブラックバス・ブルーギル等)の放流・繁殖により在来有用魚介類の甚大な食害等の被害に悩まされている。</u>漁業や遊漁は固有の生態系に十分配慮して行うべきであり、当該河川に固有の在来の魚介類が、生れ、育ち、豊富に生息する湖・河川環境をつくり、次の世代に残していくことが望まれる。 外来種対策として、外来種が生息しにくい河川づくりを進めるとともに、<u>生物多様性存続を乱すような放流については規制が必要である。</u></p>	倉田	前半：原案通り 後半：一部修正
124	p.4-16	5	<p>・・・次の世代に残していくことが望まれる。 従って、たとえ同種の魚介類であっても、<u>当該河川・湖沼の水系外から移入して遺伝子レベルの混雑を生じさせるべきではない。</u> 外来種対策として、外来種が生息しにくい河川づくりを進めるとともに、放流については厳しい規制が必要である。</p>	川上	修正
4 - 6 ダムのあり方					
125	p.4-17	2	<p>淀川水系では、治水・利水・発電等を目的として多くのダムが建設され、<u>一面ではこれらが生活の安全・安心の確保や産業・経済の発展に貢献してきている。</u>しかし、ダムは、河川の水質や水温に影響を及ぼすほか、魚介類や土砂等の移動の連続性を遮断する、取水口・放流口間の河道流量を減少させる、安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失するなどにより、<u>従来予測しえなかった河川の生態系と生物多様性に重大な危機的悪影響を及ぼしている。</u>したがって、<u>ダムの建設については次の取扱いとする。</u></p> <p>&lt;意見&gt; ダム効用を美化した文頭の部分の認識は受け入れられない。せめて、上のように修正を強く望む。ワシントン大学Karr,J.Rの「人間活動による7つのインパクト」のうち、6つまで従前のダム(淀川水系ダム)で惹起されていることを見直すべきでない。</p>	倉田	原案通り
126	p.4-17	5	<p>安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失するなどにより、河川の生態系と生物多様性に重大な悪影響を及ぼしている。<u>ダムや堰の建設は、膨大な経費を要するうえに、地域社会の崩壊など深刻な影響をもたらしてきた。</u>したがって、<u>ダムの建設については次の取扱いとする。</u></p> <p>&lt;理由&gt; この問題を抜きにダム・堰は語れない。</p>	寺川	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
127	p.4-17	6	<p>河川の生態系と生物多様性に重大な悪影響を及ぼしている。<u>また、水没地域とその周辺地域の住民に対し、長期にわたる精神的負担を強いてきた。</u></p> <p>&lt;理由&gt; ダムの建設に伴う社会的な影響に対する記述がまったくないのは不自然だと考える。</p>	村上	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)			
128	p.4-17	6	<p>河川の生態系と生物多様性に重大な悪影響を及ぼしている。<u>さらにダムは建設に多大の経費を必要とし、公共財政への圧迫をもらすだけでなく、水没予定地域社会の崩壊をもたらすなどの社会経済的弊害もある。</u>したがって、<u>ダムの建設については次の取扱いとする。</u></p> <p>&lt;理由&gt;            自然環境保全だけでなく、財政や地域社会のあり方も考えるのが、河川整備計画の重要な柱であるべきと考えるから。</p>	嘉田	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
129	p.4-17	6	<p>河川の生態系と生物多様性に重大な悪影響を及ぼしている。したがって、<u>計画・工事中のものを含め、ダムの建設については次の取扱いとする。</u></p> <p>&lt;意見&gt;            計画・工事中のダムについての扱いが素案では必ずしも明確ではないので明確にする。</p> <p>&lt;理由&gt;            12/5委員会の資料3-2補足「提言案021113版から021129版への主な修正点について」の&lt;「4-6 ダムのあり方」の主な修正点について&gt;には、            1：計画・工事中のダムについての記述は削除するが、計画・工事中のダムについても「あり方」が適用される、            2：計画・工事中のダムについて、流域委員会が続行か中止かを判断する、            という二つの重要なことがのべられている。            しかし、提言素案本文では、1に反して、「あり方は新規計画のみに適用されるのではないかと」と誤解される方もおられるのではないかと考える。せっかくなら誤解のない表現にしたい。            また2は、現在の委員会の体制と能力、また判断にかけることのできる時間を考えると、現実性に疑問がある。この方針で行くのかどうか、いつまでに、どこまでの判断をするのか、判断をするために現在の委員会メンバーおよびその支援体制で十分なのか等について、検討が必要と考える。</p>	原田	修正
130	p.4-17	6	<p>したがって、<u>計画中・工事中のものも含め、ダムの建設については次の取扱いとする。</u></p> <p>&lt;理由&gt;            原則適用対象の明確化。審議の経過から本来は「本文意見」として採用すべきものである。</p>	畚野	修正
131	p.4-17	8	<p>ダムは、<u>自然環境や地域社会に及ぼす影響が大きいこと</u>などのため、            あるいは            ダムは、<u>自然環境に及ぼす影響が大きいこと</u>などのため</p> <p>&lt;理由&gt;            ダムの建設に伴う社会的な影響に対する記述がまったくないのは不自然だと考える。</p>	村上	原案通り

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)			
132	p.4-17	8	<p>&lt;原案&gt; ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、「できるだけつくりたくない」とし、考えうるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり実施するものとする。地球温暖化による気候変動や社会情勢の変化などの不確定要素に対しては順応的に対応する。堰についても同様の取扱いとする。 ダム建設を計画する者は計画案策定の早い段階から少なくとも次の事項について徹底した情報公開と説明責任を果たさなければならない。</p> <p>&lt;修正案&gt; <u>ダムは、原則として建設せず、それに代わり、自然環境への影響を極力最小に抑ええる代替的な技術方策や社会的取り組みについて幅広く検討し、それらの実効可能性、有効性を積極的に追求するものとする。そのためには、事業主体である国土交通省や自治体は、その方策の検討と決定プロセスに、事業対象地域の行政主体や地域住民だけでなく、住民団体・地域組織などを含む幅広い層の社会構成員の参画と関与を求めるものとする。また、決定された政策判断に関する責任は、事業主体と事業対象地域の行政体や住民だけでなく、流域社会全体が分かち合うことが重要で、そういったことを可能とする仕組みをつくりあげる必要がある。</u> <u>ダムの建設は、代替的方策の幅広い検討とその実効性や有効性の結果、それらの方策が合理的な目的を達成する上で、明らかに実効不可能あるいは有効性が小さいと客観的に判断を下し得る場合にのみ、限定的に検討の対象に含めるものとする。その場合、ダム建設の計画について、事業主体は計画案策定の早い段階から少なくとも次の事項について徹底した情報公開と説明責任を果たさなければならない。</u></p>	中村	一部修正
133	p.4-17	8	<p>ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、<u>建設に多大の経費を要するうえ地域社会の崩壊をもたらすなどの弊害もあるため</u>、「できるだけつくりたくない」とし、考えうるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり実施するものとする。</p> <p>&lt;理由&gt; 原案文の「などの」内容は多岐に亘る事象を含みうるので、特にどのような事象が問題になるのかハッキリと書くべきだから。</p>	倉田	一部修正
134	p.4-17	8	<p>ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、「できるだけつくりたくない」とし、考えうるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり実施するものとする。</p>	宗宮	原案通り
135	p.4-17	8	<p>ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、「できるだけつくりたくない」とし、<u>現在、計画・工事中のダムについても、建設中止を含む見直しを行う。</u>考えうるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり実施するものとする。</p> <p>&lt;理由&gt; 多くの委員から、明記すべきという意見があるのになぜ書かないのか。提言は基本的に一般の方が見てもわかる記載をすべきである。どうしても書かない方がいいのであれば別途解説文を付すべきである。</p>	寺川	一部修正

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)			
136	p.4-17	8	<p>ダム建設は、自然環境に及ぼす影響が極めて大きいことなどのためうえに、「できるだけつくらない」建設地のコミュニティを壊滅させる、建設に莫大な経費を要し、国・自治体の財政を圧迫する、などの弊害があるため、原則としてダムは建設しないものとする。ものとし、考えうるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり実施するものとする。</p> <p>&lt;理由&gt; ダム建設は、自然環境に大きな影響を及ぼすだけではなく、社会的影響も大きい。このことを看過することはできない。</p>	川上	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
137	p.4-17	10, 20	<p><i>住民団体・地域組織</i></p> <p>&lt;意見・理由&gt; ダムワーキングで話題になった箇所ですが、河川管理者から提供された資料を見ると「関係住民・関係団体」とあり想定される「住民・団体」に隔たりを感じます。何と書くかではなく、定義をわかりやすく記述しておいていただきたいです。環境を考える以上、物理的な距離で「住民」を限る関係者の想定はあってはならないと思います。</p>	細川	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
138	p.4-17	10	<p>ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織・流域・水系活動住民・地域住民 などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり実施するものとする。</p> <p>&lt;意見&gt; 将来の20～30年を見据えて「計画」後の実現に近づけるための方策とその推進プロセスを考えれば、河川管理者はもとより、流域・水系住民、地域住民を中心に直接・間接にも関係する他の分野との「新たな理念」に基づく時間軸を含む調整とその新たな認識での合意形成づくりが必要となる。</p> <p>(注：ダムに関する表記に対する回答 5.その他(「原則として作らない方向と方策を基にして」)とする。それに伴って上記の変更とする。</p>	塚本	原案通り
139	p.4-17	10	<p>ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体・住民活動団体(または「住民団体・住民活動団体」)・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり実施するものとする。</p> <p>&lt;意見&gt; 最後の議論と違う概念を持ち込もうとしている住民団体については「住民活動団体」と訂正するか、住民団体・「住民活動団体・」地域組織などとして、「住民活動団体・」という言葉を追加してください。</p> <p>&lt;理由&gt; ダムワーキングの検討会の内容が違ってきています。納得いきません。書き換えられない場合は、賛同いたしません。ダムがやむを得ず建設される際の大切な合意を取るところをあいまいにしています。認めるわけにはいきません。却下されるか、少数意見として掲示されない場合は、ダムのあり方についてこの提言に反対の立場を表明いたします。</p>	本多	原案通り (提言を通じて住民団体で統一。初出のところで「住民団体(NPO、NGOなどを含む)」と記述する)
140	p.4-17	10	<p>ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民活動団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり実施するものとする。</p> <p>&lt;理由&gt; 4-7住民参加のあり方に採用された表現を統一見解として提言全体を書き換える配慮が必要である。</p>	畚野	原案通り *N139を参照

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)			
141	p.4-17	10	<p>ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民活動団体あるいはNGO・NPO・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり実施するものとする。</p> <p>&lt;理由&gt; 4-7住民参加のあり方 のところで統一した見解を出している。なお、住民活動団体の表現は一般的でなくむしろNGO・NPOとした方が社会的認知があり、わかりやすい。</p>	寺川	原案通り *N139を参照
142	p.4-17	14	<p>ダム建設を計画する者は計画案策定の早い段階から少なくとも次の事項について徹底した情報公開と説明責任を果たさなければならない。現在計画中、工事中のダム・堰についても同様の取扱いとする。</p> <p>&lt;理由&gt; 現在工事中の4ダムについても白紙に戻して見直すべきである。</p>	川上	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
143	p.4-17	14	<p>ダム建設を計画するの計画・工事中の者は計画の早い段階または早急に、から少なくとも次の事項について徹底した情報公開と説明責任を果たさなければならない。</p> <p>&lt;理由&gt; 計画しようとする者以外に既に工事中の者に対してもハッキリと対象とすることを示すべきであると思うから。</p>	倉田	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
144	p.4-17	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムの必要性と建設予定地点の選定理由</li> <li>・各種代替案の提示とそれらの有効性の比較</li> <li>・自然環境への影響・改善策</li> <li>・自然環境の価値を考慮した経済性</li> <li>・住民団体・地域組織などを含む住民の判断に必要な事項</li> </ul>	宗宮	原案通り
145	p.4-17	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民活動団体あるいはNGO・NPO・地域組織などを含む住民の判断に必要な事項</li> </ul> <p>&lt;理由&gt; 4-7住民参加のあり方 のところで統一した見解を出している。なお、住民活動団体の表現は一般的でなくむしろNGO・NPOとした方が社会的認知があり、わかりやすい。</p>	寺川	原案通り *N139を参照
146	p.4-17	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民団体住民活動団体(または「住民団体・住民活動団体」)・地域組織などを含む住民の判断に必要な事項</li> </ul> <p>&lt;意見&gt; 最後の議論と違う概念を持ち込もうとしている住民団体については「住民活動団体」と訂正するか、住民団体・「住民活動団体・」地域組織などとして、「住民活動団体・」という言葉を追加してください。</p> <p>&lt;理由&gt; ダムワーキングの検討会の内容が違ってきています。納得いきません。書き換えられない場合は、賛同いたしません。ダムがやむを得ず建設される際の大切な合意を取るところをあいまいにしています。認めるわけにはいきません。却下されるか、少数意見として掲示されない場合は、ダムのあり方についてこの提言に反対の立場を表明いたします。</p>	本多	原案通り *N139を参照
147	p.4-17	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムの必要性と建設予定地点の選定理由</li> <li>・各種代替案の有効性の比較</li> <li>・自然環境への影響・改善策</li> <li>・自然環境の価値を考慮した経済性</li> <li>・住民団体・地域組織などを含む住民の判断に必要な事項</li> </ul> <p><u>その他状況の進展に応じて発生する予期しなかった課題に対応する場合の判断根拠</u></p> <p>&lt;理由&gt; 16-20行の記載は簡略であり、必ずしも必要十分な項目・内容が網羅されていない恨みがあるので、念のため追加しておくべきである。</p>	畚野	原案通り

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)			
148	p.4-17	21	<p>既設のダム・堰についても自然環境への影響を再点検し、必要な改善策を進め、その機能が低下・喪失した場合あるいは自然環境に重大な影響を与えた場合、ダム管理者は撤去から存続にいたる幅広い検討を行い、存続させるにはダム機能の回復あるいは自然環境への影響の軽減をはかるものとする。</p> <p>&lt;理由&gt; 原案文のままでは既設のダム・堰は自然環境への影響があっても免罪されることになるので困るから。</p>	倉田	原案通り
149	p.4-17	21	<p>既設のダム・堰が機能を低下・喪失した場合あるいは自然環境に重大な影響を与えた場合、ダム管理者は撤去から存続にいたる幅広い検討を行い、存続させるには新たなダムのあり方に基づくダム機能の回復あるいは自然環境への影響の軽減をはかるものとする。</p> <p>&lt;理由&gt; これまでのような単なる治水利水の回復では存続させる意味がない。</p>	寺川	原案通り
150	p.4-17	最下行	<p>・・・存続させるにはダム機能の回復あるいは自然環境への影響の軽減をはかるものとする。計画・工事中のダムの中で、すでに地域社会の合意がなされ計画が大きく進展している場合には、さらに二次的な地域社会の崩壊をもたらさないような社会的配慮が必要である。</p>	嘉田	原案通り
151	p.4-17		<p>2)現在進行中の計画・建設中のダムについて 現在進行中の計画・建設中のダム(以下計画・建設中のダムという)には、今ある自然環境について壊してしまうという問題がある。 治水・利水・環境の理念転換を受け、計画・建設中のダムについても、住民団体・地域組織などの参画のもと見直しの機関を設け、計画・建設中のダムの有効性の有無、規模、事業の内容などを再検討する。その結果の実施については、住民団体・地域組織などの合意を得るとともに、流域住民に周知をはかる。 また、内容の変更にかかわらず続行に当たっては、現存する自然環境に配慮し、そのまま保全する領域を確保したり、生態系を復元、移設する等、多様な生物相の種の保全を行い、その状況についてモニタリングを進め、常に現状の生態系維持ができるように取り組む。 また、人と自然の関わりにより維持されてきた自然環境については、その再現に勤め方策を実施する。既存のダムにおいて求められている環境対策については、計画・建設中の段階から考慮した取り組みに変更すること。 その実施中においても住民団体・地域組織などの参画のもと意見を聞きながら実施する。</p> <p>&lt;理由&gt; ダムワーキングの最終検討会では、建設中計画については書かないことになりましたが、現在の提言が、猪名川部会の場合、余野川ダムに対する提言として行政が受け止められるのか、前回部会会議の中で行政に質問いたしました。明確な答えをいただくことができませんでした。 これは、私にとって、ダムワーキングの検討会で理解したことと違って、よって明確に現在進行中の計画・建設中のダムについて言及する必要性を感じています。 また、傍聴者の意見からもその旨の発言があり、前回の猪名川部会の議論からは、やはり言及すべきと考えます。現在の提言では、現在進行中の計画・建設中のダムについて不十分と思われる。</p>	本多	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック )			
4 - 7 関係団体、自治体、他省庁との連携					
152	p.4-18	2	<p>新たな河川整備計画のもとでの策定過程、策定後、およびその事業を進めるにあたり、河川管理者は、水利権者、府県、市町村のほか、環境省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省等の関係省庁と進んで協議し、これら関係機関がもつ長期、中期計画を河川整備計画に適合するように調整することが必要である。特に、多くの関係機関との連携が必要となる問題については、関係行政機関等に働きかけたうえで、推進における連携の具体案を計画のなかに提示すべきである。また、調整を図るなかで明らかになった問題点や課題等については、広く一般に公開して住民の判断材料として提供しなければならない。また、河川整備計画策定後も、住民との協働による河川整備・管理の原則のもとで、関係省庁、自治体と積極的な連携を図らなければならない。連携にあたっては、以下の点に十分考慮しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いわゆる縦割り行政を克服し、農業、漁業、林業、都市計画および他の土地利用計画、環境保全と相互に連携した総合的な取り組みが行えるようにすること。とくに、新規の水需要をもたらすし、水源涵養力の減少をもたらす計画については協議制を設けること。</li> <li>・計画策定段階から関係他省庁や府県、市町村等関係機関と連携し、計画の推進段階で円滑な連携をとれるようにすること。</li> <li>・河川の環境整備・保全を含む事業については、関係機関においても同種の事業を実施・計画している可能性が考えられる。そのため、整備計画を策定するにあたっては、事業実施段階における関係機関との連携を想定した合理的かつ公正な計画とすること。</li> </ul>	山村	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
153	p.4-18	21	<p>一方、新たな河川整備計画には、全く新規の事業の遂行や制度の構築も含まれるが、従前に計画されていた事業や制度が見なおしによって中断したり変更されたりしたものも数多く含まれると考えられるに違いない</p> <p>&lt;理由&gt; 次の文章と、語尾の重複は止めたい。また、「考えられる」程度ではなかろうとの判断による。但し、論議の結果受け入れられなくても、反対意見として付記することは要求しない</p>	川那部	修正
154	p.4-18	22	<p>この場合、新たな社会的仕組みの構築によって、これまで前提として進められてきた事業や制度の対象となっていた特定の地域や個人・団体が、社会的に公正と判断される以上の不利益を受けることが考えられる。</p> <p>&lt;理由&gt; 団体だけとする理由がない。あるいは団体の語は削除するほうが良いかもしれないとも考えられる。但し、論議の結果受け入れられなくても、反対意見として付記することは要求しない</p>	川那部	修正
4 - 8 住民参加のあり方					
155	p.4-18		<p>&lt;意見&gt; 住民参加のあり方、住民との連携・協働の項などの記述について</p> <p>水需要管理協議会に関する記述でもさきに修正をお願いし、いまの記述に変えていただきましたが、国・管理者・学識経験者・住民、という順番を逆にもってくるよう、意識して記述いただきたい。</p> <p>例：住民と行政は、住民と河川管理者は、など。</p> <p>新たな河川整備の理念 に向たわれているように、主体的な住民参加による川づくり となることをより明確にする。</p> <p>河川管理者と住民との双方向の意思疎通・情報共有について述べている箇所：「住民と住民」相互の理解・情報共有についても言及ください。</p>	山本	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
(2) 住民との連携・協働					
2) 河川・環境学習の推進					
156	p.4-20	最下行	<p>災害の危険性や河川環境への負荷が高まっている場合がある。こうした人々がに対して、危険への対処のし方や河川環境の保全のあり方等を学ぶ機会を積極的に作る必要がある。</p>	倉田	修正

頁	行数	意見および理由		委員名 (敬称略)	対応
		( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、理由対応：ゴシック+斜体、全文修正：ゴシック)			
4 - 9 淀川河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき住民との関係構築					
( 1 ) 河川整備計画策定時					
1 ) 情報の公開と共有					
< 情報公開の方針 >					
157	p.4-22	15	住民との議論を行うために不可欠な段階要件である。	倉田	修正
2 ) 住民との連携・協働					
158	p.4-23	下から9行目	・流域の河川管理に深い関係がある住民とは、意見聴取にとどまらず、利害関係参加としての者との公聴会等によるより深い討論を行うこと。	倉田	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
( 2 ) 河川整備計画策定後					
1 ) 情報の公開と共有					
159	p.4-24	5	・多様な住民との情報共有を強化するため、行政職員の休日出勤等に関する処遇を整え、住民と対応の窓口は、主曜・日曜・休日にも必要に応じて通年対応できるようにすること。  <コメント> 労基法に抵触？	倉田	修正
2 ) 住民との連携・協働					
住民団体・地域組織等との連携					
160	p.4-24	9	・河川環境の保全と創造のためには、従来の河川工学的な知見だけでなく、生物生態学(河川生態学・保全生態学等)、歴史、文学、芸術、心理学、法律、福祉、都市計画、産業、経済、造園・景観等の広範な専門家の協力が不可欠であり、河川に関する日常的な課題も含めて、随時助言を受けることができるように、専門家との協働や、人材バンクづくりをさらに進めること。  <理由> ・「生物」は概念が曖昧すぎる。 ・昭和50年代以来、河川環境の保全にとって「造園」は有害であったことが証明されている。	有馬	原案通り (原案に修正有り)
161	p.4-24	14	・河川と住民団体・地域組織等をつなぐ拠点として、既存の環境学習・地域学習施設を活かし、川や湖の環境・歴史・文化・民俗、産業等に関する学習や調査を展開し、それから得られた情報を活用すること。川の公民館的な学習センターを可及的に各地域に設置すること。 ・住民との協働による河川管理・整備技術を開発すること。河川の管理と整備は行政と業者がやり取り、住民はお客様、という既存の枠組みを越えて共に汗を流すための技術と手法の開発工夫を行うこと。	倉田	一部修正
162	p.4-24	下から8行目	→河川への知識と企画調整能力を持った人材を住民団体等と連携して育成すること。 →河川管理者と住民との協働を支援する解説者の育成を行うこと。 →河川、自然、歴史、文化、住民活動等の多様な分野で、「人材の蔵」を創設するほか、住民側、河川管理者側双方に、いわゆる媒介人を養成すべく力を入れること。  <コメント> 人材育成は関係省庁ないし自治体への要望事項位にとどめれば・・・国交省部局の管轄外では人事は・・・	倉田	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)
河川・環境学習の推進					
163	p.4-24	最下行	・児童・生徒・学生の参画を支援すること。児童・生徒・学生が、「現場経験の拡大」の一環として河川管理に参画する。  <コメント> その前文の「支援する」に止める方が無難だろう。	倉田	一部修正 (指摘を踏まえて表現を変更)

●倉田委員からのご意見(緒-2、p.1-3、p.1-4、p.1-5の修正に関する理由)

1.「緒言」と「1.淀川流域の特性」に関して

(動機)

河川改修の方向を検討するという主題から外れる問題だと考えて、これまで口をはさむことを控えて来たが、基本認識の欠落が提言文書にあることを指摘される場合を案じて修正を求めたい。

特に12月中旬、大阪の昆布問屋社長(教え子)から電話かかり、「昆布を昔琵琶湖を舟で運んだということを先代社長から聴いてないかと新聞社の方が聴きにいられたので、専門の恩師に問い合わせ返事する・・・と返事したので・・・」とのこと。新聞社の方が問題にしているのが、私の案じている021129提言案の緒言や「淀川流域の特性」の記述の欠陥に、万一、関わる質問であると放置は矢張りよくないと、修正を急がねばと考えました。

(基本認識の欠落指摘を案ずる事項)

北海道と本州との海運は古くは太平洋側でなく、日本海側に開け、奥羽・北陸の産物を敦賀・小浜を経て、琵琶湖経由で京都・大阪まで運んでいた。その産物は、昆布・身欠ニシン・塩鮭・干アワビ・煎ナマコから硫黄・鹿角・鹿皮・馬皮にまで及び、後に近江商人として名をなす近江八幡周辺に居を構え日本海航路帆船10数隻を保有する豪商を中心に担われていた。敦賀からは塩津・大浦・海津に、小浜からは今津に、馬を使って運び、再び船積みして琵琶湖を大津まで運び、再度、荷馬車などで京都、さらには淀から船で大阪への経路を辿った。古くは平安朝には京都の神社や宮中で昆布・数ノ子などを用いたのも、このルートが存在が既にあったと考えられる。豊臣政権下で、蝦夷(北海道)からの海産物などおよび奥羽・北陸一円の貢租米を輸送したのもこのルートが主運送ルートであったとされる。寛永(17世紀半ば)末に日本海西回り航路(敦賀から下関を迂回して大阪に至るルート)が開発されると、琵琶湖ルートはさびれる。ちなみに言えば、この西回り航路開発の頃、松前藩が商人からの運上金徴収による「場所(蝦夷)請負人制」を定め特定商人に請負わせるなかで近江商人の独占的なまでの展開が始まり、後世の海外通商財閥を作り上げる基礎が築かれた。

(上記の事項を念頭におくと、「緒言」に2ヶ所、「1.淀川流域の特性」に4ヶ所の挿入修正が望まれる。)

●村上委員からのご意見 (p. 3-7、p. 4-15の修正に関する理由)

p. 3-7 12-19行目およびp. 4-15 9行目

これらの河川敷利用に関する記述は、建設的な問題解決につながり難く、場合によっては住民との対立の構図を助長して、本提言の意図である住民と河川管理者との協働を困難にするおそれがあると思います。したがって再考を強く求めます。

「川以外でもできることは川以外です」との記述は、論理的な文章とはいえません。これは「川では何もするな」と言っているのとほぼ同義です。今回の提言の理念に照らしても、無下に川から人を遠ざけるような記述は避けるべきだと考えます。

p. 3-7の4-5行目において「河川の水質悪化」と「生物の生息域の減少」などが問題であると述べているのですから、必要な施策としては

- 水質を悪化させる利用の撲滅
- 生物の生息域の回復に向けた施策の実施（施設の移転も含む）

を謳えばよいのではないのでしょうか。

また、ゴルフ場やグラウンドは高水敷にふさわしくない、との記述がある反面、どのような高水敷ならば好ましいのか、というビジョンが示されていないのも、問題であると感じます。一般の方の意見として「一方的な自然保護観の押し付け」との評価が起こるのも当然です。

「〇〇をしない」という目標に向かって力を合わせるのは困難です。現在の否定だけではなく、将来へのビジョンが必要です。

## 少数意見以外の意見として寄せられた意見

注：下記ご意見は少数意見として寄せられた意見ではありませんが、関連する意見として寄せられましたので併せて添付しました。

### ●原田委員（淀川部会）からのご意見（12/8 メール受取）

少数意見としてでも付記してほしい意見のみをのべるということです。ということは、現在あげられているのは「多数意見」であるという理解があるのだと考えます。

しかし、そうだとすると、提言素案021129版への委員の意見のくみ上げ方に疑問を感じる場合があります。まず、その点についてのべます。

### 2-3 利水の現状と課題（P2-5～）について

#### ●対象箇所

淀川水系は他の水系に比べて利水安全度は高いほうであるが、1918年から2001年までの84年間に8回の渇水が発生している。しかも、最近の1978年から2001年までの24年間に6回もの渇水が発生するなど、渇水頻発化の傾向が見られる。

#### <コメント>

12/5委員会資料3-3（021113版に対する委員からのご意見）の中には川上委員と本多委員による琵琶湖総合開発をふまえた改訂案がありながら、2：1で少数意見とも言える西野委員の案が採用されています。ここは、川上委員の案が望ましいと考えます。

#### ■参考

##### \*川上委員からの意見

淀川水系では1918年から1998年までの81年間に7回の渇水が発生しており、最近では1978年から1998年の21年間に5回の渇水が発生しているが、琵琶湖総合開発事業の完成により他の河川に比べて利水安全度は高い。

#### ●対象箇所

現在の水資源開発基本計画では、利水者および自治体等による水需要予測を積み上げ、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により確保するという方式がとられているが、需要予測が利用実績に比べて過大に見積もられる傾向があった。

#### <コメント>

需要予測についても、3名の委員が提案されている「過大である」と言い切った表現ではなく、中村委員の「に見積もられる傾向があった」という「少数意見」が、採用されています。後段p.4-12では、「過大である」としており、ここでも言いきりでよいと考えます。